

「総ぐるみ」新聞

NPO総ぐるみ福祉の会

所在地…「京急ニュータウン」バス終点 徒歩2分

住所 横浜市港南区日限山4-39-19 日限山ハイツ201号室
電話 045-846-8850 FAX 045-370-7272

どんな介護保険サービスが受けられるのか (続き)

前号・前々号では「要支援」の介護認定を受け、どんな介護保険サービスが受けられるかについてのお話をしました。では介護保険サービスでもっとも多い「要介護」のケースでは、どのようにして介護保険サービスが受けられるのでしょうか？

5段階ある「要介護」

「要介護」の場合、介護保険を利用できるサービスは大きく分けて、次の通りです。

一つは「居宅サービス」という自宅で暮らしながら受けられるサービスで、これにはヘルパーが自宅に来てくれる「訪問系」、自宅から施設へ通う「通所系」、短期間だけ施設に宿泊できる「短期入所」。それと福祉用具貸与などがあります。

もう一つは「施設サービス」という介護保険施設に入所して受けるサービスです。

そして最後は地域によって異なりますが「地域密着型サービス」です。右のうち、NPO総ぐるみ福祉の会

がご提供できるサービスは「訪問系」の居宅サービスと「地域密着型サービス」です。

居宅サービスの「要介護」には、日常生活や身の回りの世話にヘルパーに来てもらい一定の介助が必要な「要介護1」から、介助なしではほとんど生活できない状態の「要介護5」まで、介護の必要度に応じて5段階があります。なお、この介護度は申請時に提出した介護保険証に明記されて戻ってきます。

ケアマネがケアプランを作る

さて、あなたが「要介護3」に認定されたとしましょう。「要介護3」の場合は、食事や排泄、入浴、衣服の着脱など、日常生活全般で、ホームヘルパーの介助が受けられます。しかし、この段階になっても、介護サービス事業所に電話をして、ヘルパーさんに来てもらうわけにはいきません。

あなたにどんな介護サービスが必要かを決めるのは、あなたではなくケアマネジャー（以下ケアマネと略します）です。

ケアマネが「どんな介護を望むのか」というあなたやあなたのご家族の要望を聞き「ケアプラン」の原案をつくります。なおケアマネを探すお手伝いはNPO総ぐるみ福祉の会にお任せください。

サービス事業者の出番

ケアプランの原案ができると、それを実際に実施するためにケアマネのほかあなたとあなたのご家族、それとヘルパーを派遣し、あなたを介助するサービス事業者（NPO総ぐるみ福祉の会がこれに相当します）の三者が集まって、あなたに対して「いつどんなサービスを提供するか」を決定します。これは、通常あなたの自宅で行います。実際に家の様子を見てもらう方がサービス事業者がより具体的な提案をしやすいためです。こうしてはじめて介護サービスが受けられるのです。

◎介護認定の仕方、介護保健サービスの受け方などのご相談に応じます。どんなことでも結構ですので、お気軽にご相談・お電話ください。NPO総ぐるみ福祉の会(Tel 045-846-8850)へどうぞ。

笹路眞三さんと菊地幸子さんが表彰されました

総ぐるみ福祉の会に対する長年のボランティア活動で



笹路眞三さん



菊地幸子さん



去る11月24日、笹路眞三さんと菊地幸子さんのお二人が長年のボランティア活動を通して、地域福祉の向上発展に寄与したとして港南区社会福祉協議会から表彰されました。

笹路さんは当会の設立後すぐに入会され、長年にわたり「お寿司を楽しもう」などの企画を実行、菊地さんは「日限山荘」の調理活動などを通して、笹路さん同様、長年にわたりNPO総ぐるみ福祉の会に対しボランティア活動をしていただいたことが表彰の理由です。

なお、本来ならば表彰式は区内の対象者の皆さん全員を集めて別の会場で行うはずでしたが、今年も新型コロナウイルス感染症防止のため、社会福祉協議会の係官が表彰状を持参し、推薦団体それぞれの場所で行うことになりました。そこで当会では写真のように事務所1階の「こぶし」に関係者を集めて行いました。

「こぶし」と「日限山荘」の全活動を中止

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1月8日から2月7日まで緊急事態宣言が行われましたので、たまり場「こぶし」と日限山荘の活動一切を中止します。なお再開については別途お知らせいたします。

総ぐるみならではの多彩なサービス

前ページで述べた訪問介護サービスについて、NPO総ぐるみ福祉の会ではベテランのヘルパーを擁して取り組んでいます。それ以外にも次のような事業を行っています。

第1は訪問介護サービスの一つですが、NPO等に許される、車を使った「福祉有償運送」（福祉タクシー）です。当会は車体に「有償運送車両」と「関神福第51号」というステッカーを貼った6台の車両を用意しており、病院や診療所、介護施設などに利用者の皆さんを送り迎えています。

第2は障害者総合支援法による「障害福祉サービス」です。当会は障害者の方を対象とした「居宅介護」「重度訪問介護」ならびに「移動支援事業」として「移動介護」「通学通所支援」に積極的に取り組んでおり、介護事業の大きな柱になっています。

第3は、介護保険外つまり自費のサービスです。これは大掃除、簡単な住居の補修、庭の手入れ、介護保険対象外の車を使った移送や送迎なども実施しています。

また現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施していませんが、医療講演会や歩行の困難な方をヘルパーが付き添って話題の場所に案内する「お出かけサポート」など多彩なサービスをご提供しています。

たまり場「こぶし」は3密を避けるために当分の間閉鎖しております。ご了承ください